

あしきた農地利用最適化の推進運動

農委会名：芦北町農業委員会

1 地域の概要

本町は、熊本県の南部に位置し、東は球磨川、西は不知火海に接し、海岸部、平坦地、山間部からなり、その立地条件を生かしたデコポン・甘夏・水稻・畜産等を主体とする農業が展開されている。

しかし、農業就業者の高齢化及び減少に伴い、担い手不足や遊休農地の増加等、様々な課題を抱えており、これらを解決するためには、営農環境整備が重要であり、基盤整備等のハード面や将来のビジョンを地域で話し合って作成する「地域計画」等のソフト面での支援に積極的に取り組んでいく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人（うち認定5人、女性1人）
- (2) 推進委員数 15人（うち認定4人、女性1人）
- (3) 事務局体制 4人（うち専任2人、兼任2人）

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地集積面積 99ha
- (2) 遊休農地の解消面積 34ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

(1) 担い手への農地の集積・集約化

- ① 農地利用状況調査実施時に優良農地ではあるが、遊休農地になる可能性がある農地の情報収集及び台帳整理を実施。この情報を基に農政担当課、JA、中間管理機構駐在員等と連携し、農地情報の共有化を図った。
- ② 高齢等で耕作管理が困難になった農地等の情報収集を行い、農地の貸し手及び借り手のマッチングを行う芦北町農地あっせん事業（町事業）を組み立て、積極的に農地の有効活用を図った。
- ③ 利用権設定の終了時に農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業の活用推進、担い手への農地集積・集約化の推進に取り組んだ。

(2) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地解消対策として、耕作放棄地解消事業（県事業）及び芦北町耕作放棄地解消促進事業（町事業）など、耕作放棄地対策の各種事業の広報誌へ掲載し周知を行い、事業推進を行った。



【非農地判断の現地確認】

5 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

(1) 担い手への農地集積実績 7. 0 h a

農政担当課、JA、中間管理機構駐在員等と連携し、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組みを行った結果、集積目標の9.9 h aに対して、7 h aの集積があり、目標を達成することができなかった。

高齢で耕作できない農地等の相談があった場合、情報を関係機関と共有し、農地の受け手を探すことでの、農地の有効活用につなげている。

(2) 遊休農地の解消面積 約5. 3 h a

耕作放棄地対策の各種事業（県・町事業）を活用した耕作放棄地の解消推進に努めたが、実績として繋がらなかった。

非農地判断は、所有者から依頼があったものを優先に行い、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局で現場確認を実施し、森林等の様相を呈しており復元が困難な農地25筆、約5. 3 h aの非農地判断を行った。

6 課題と今後の方針等

(1) 担い手への農地の集積・集約化

農業者の高齢化、後継者不足等により地域の農業を担う者が減少しており、集落全体で農地の保全を行う集落営農組織等の設立及び育成を図る必要がある。

今後とも農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域の現状把握、積極的な活動に努めるとともに、関係機関と連携し農地利用最適化の推進を図る。

(2) 耕作放棄地対策

今後も農業者の高齢化と後継者不足により、耕作放棄地は増加する傾向にあると思われるため、引き続き耕作放棄地対策事業（県・町事業）等の啓発を実施するとともに、耕作放棄地抑制のためには、農地集積・集約化、農地相談等が重要であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動により、農地の有効活用を図る必要がある。

今後の方針としては、復元可能な農地については、引き続き耕作放棄地解消事業の周知を行い、耕作放棄地の解消及び農地の利用促進を図るとともに、耕作放棄地になる可能性がある農地については、受け手を積極的に探し耕作放棄地の抑制を図る。

また、基盤整備、水路、農道等ハード面の整備も必要であると考えることから、集落の話し合いの場の提供、関係機関と連携し様々な施策の情報提供を行う。